

広島県教育委員会教育長訓令第一号

本
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 下崎邦明

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次長、課長、課長代理、課長補佐」を「課長、人事管理監、職員管理監、社会教育監、教育指導監、校務指導監、経営企画監、課長代理、課長補佐、主幹」に改める。第六条の二第三項を削り、同条第四項中「及び課長補佐」を「課長補佐及び主幹」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。第七条第二項中「課長代理（福山市立の小中学校等の県費負担教職員）」を「主幹（福山市の教職員）」に改め、同条第四項を削る。

第十条の表課、部を置かない機関の項中「次長等」を「副所長又は地方機関等の長が指名する者」に改める。

附則第二項中「第三項に掲げる」の下に「県立学校改革担当課長及び幼児教育担当課長の一」を加え、「県立学校改革担当課長」を「県立学校改革担当課長等」に改める。

附則第六項中「全国高等学校総合文化祭推進監」を「教育支援推進監及びグローバルリーダー育成校設置準備推進監」に改める。

附則第九項中「県立学校改革担当課長」を「県立学校改革担当課長等」に改める。

別表第一部長専決事項の欄第十三号中「次長（次長相当職を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）」、「」を削り、同欄第十四号から第十六号までの規定中「次長及び」を削る。

別表第二管理部の部教職員課の項部長専決事項の欄第一号及び第三号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同号中「県立学校」の下に「及び市立の定時制高等学校」を加え、同項課長専決事項の欄第一号及び第三号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同欄第十四号中「教職員の」を削り、「県費負担教職員を除く。」を「県立学校の教職員及び市立の定時制高等学校の教員に限る。」に改め、同欄第十五号を次のように改める。

十五 市立の定時制高等学校の臨時の任用職員及び非常勤職員の任免

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄中第二十四号を削り、同欄第二十三号中「市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」を「市町の教職員」に改め、同号を同欄第二十四号とし、同欄中第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを

一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 県立学校の教職員及び市立の定時制高等学校の教員の大学院修学休業の許可及び取消し

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第三十三号中「福山市立小中学校の県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第三十四号とし、同欄第三十二号中「福山市立小中学校の県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第三十号とし、同欄第三十一号中「福山市立小中学校の」を「福山市の」に改め、同号を同欄第三十二号とし、同欄三十号中「臨時の任用に係る県費負担教職員」を「臨時の任用職員」に改め、同号を同欄第三十一号とし、同欄二十九号中「福山市の教職員の」を削り、「県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第三十号とし、同欄第二十八号中「福山市立の小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同欄第二十七号中「福山市立の小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第二十六号中「福山市立の小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第二十七号とし、同欄第二十五号中「福山市立小中学校の県費負担教職員」を「福山市の教職員」に改め、同号を同欄第二十六号とし、同欄二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 県立学校の教職員（臨時の任用職員を除く。）及び市町の定時制高等学校の教員の給料の調整額の支給及び支給停止

別表第三教育事務所長の項第一号中「市町立小中学校の県費負担教職員」を「市町の教職員（市立の定時制高等学校の教員を除く。以下同じ。）」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」を「市町の教職員」に改め、同項第五号中「教職員の」を削り、「県費負担教職員」を「市町の教職員」に改め、同項第六号中「臨時の任用に係る県費負担教職員」を「市町の臨時の任用職員（市立の定時制高等学校の教員を除く。）」に改め、同項第七号中「市町立小中学校の非常勤職員（を「市町の非常勤職員（市立の定時制高等学校の教員及び」に改め、同項第八号及び第九号中「市町立小中学校の県費負担教職員」を「市町の教職員」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。